

Japan tax alert

EY税理士法人

インド、間接譲渡課税の 遡及適用廃止を提案

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、
オンライン/pdfで以下のサイトから入手
可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

エグゼクティブサマリー

インド政府は、2021年8月5日に、間接譲渡課税の遡及適用を廃止する2021年度税法改正修正案(以下、「改正案」)を提出しました¹。この改正案が成立し施行されると、2012年5月28日(以下、「指定日」)以降に発生した取引にのみ、間接譲渡課税の規定が適用されます。これよりも前の事業年度の間接譲渡に対する課税権は無効となり、当該事業年度に係る保留中の税務調査はすべて取り消されます。またすでに課税され支払われた税金は還付されます。

本アラートでは、改正案の概要と納税者への影響について解説します。

詳細解説

背景

インド国内資産から実質的な価値を得ている外国企業の株式を譲渡した場合(間接譲渡)に生じる所得への課税権について、インドでは2012年まで税務訴訟で激しく争わっていました。それに対しインドの最高裁判所は、2012年に納税者が有利となる画期的な判決を下してこの争いに終止符を打ちました²。

この判決の直後、インド政府は所得税法(ITL)を改正し、インド国内資産が実質的な価値を構成している外国企業の株式や持分の譲渡は、インドで課税されることを明確にしました。この明確化の改正は1962年4月1日に遡って適用され、インド税務当局はこれに基づき、それまでの税務調査の継続または新たな税務調査によって、17件の事案で莫大な課税を行いました。納税者の中には、二国間投資保護協定に基づいて国際仲裁を開始したものもあり、そのうちのいくつかではインド政府の課税を取り消す裁定が下されました。

2012年度財政法における間接譲渡課税の遡及適用に関する改正は、インド政府が目指す租税の確実性に反し、魅力的な投資先としてのインドの評価を落とすものであり、様々な利害関係者から批判を受けました。改正の遡及適用とその後の国際仲裁は、投資家に魅力ある国としてのインドのイメージに悪影響を及ぼしました。

改正案の内容

指定日より前の間接譲渡から生じる所得に関する課税と罰則通知に関する規定

- ▶ 指定日より前の間接譲渡から生じる所得に関する調査結果通知、再調査結果通知、課税対象拡大や還付減額その他の租税債務を増加させる更正通知、または源泉徴収を怠った者を債務不履行者とみなす通知は、認められません。
- ▶ 指定日より前の間接譲渡について、既に罰則通知または何らかの特定の通知が下されている場合、納税者が次に示す条件(以下、「特定条件」)を満たしていれば、同通知は発行されなかつたものとされます。
 - ▶ 納税者が、指定日より前の間接譲渡から生じる所得に関して、係争中の不服申立て、請願、または民事訴訟を取り下げるか、または取下げの申出を提出すること³
 - ▶ 納税者が、指定日より前の間接譲渡から生じる所得に関して開始した仲裁、調停、または斡旋の手続き、およびこれらの手続きにおける請求を取り下げるか、または取下げの申出を行うこと⁴
 - ▶ 納税者が、現時点で有効な他の法律や協定、またはインドが締結した国際協定に基づいて利用できる救済策や請求を求める権利を放棄することを、定められた様式と方法で申出すること
 - ▶ インド税務当局が定めるその他の条件

課税の取消し／通知不適用に伴う還付

- ▶ 上記のように調査結果や課税通知、徴収が無効となった場合、納税者にはその納税額が還付されます。ただし、その還付金に対する利息の支払いはありません。

今後の影響

間接譲渡課税の遡及適用が廃止されたことは納税者にとって歓迎すべき動向ですが、納税者が開始した係争中の不服申立て、上告、仲裁、斡旋、調停がある場合、これらの取下げなどの条件があります。また、納税者は、他の現行法令に基づく請求や救済措置を求める権利をすべて放棄することを約束する必要があります。

本改正案の恩恵を受けようとする納税者は、選択肢を検討し、適切なアクションを決定することが推奨されます。税金に加えて損害賠償と利息を含む仲裁裁定を得られる可能性と、改正案の条件に従って上記のような申立てを取下げ、無利息で税金還付を受けることとのトレードオフを慎重に評価する必要があります。

さらに、直接税紛争解決スキーム(VSV: Vivaad Se Vishwas Scheme)に基づいてすでに紛争を解決した納税者は、VSVに基づく納税には還付が適用されないため、今回の改正案による還付請求を行えない可能性があります。

なお改正案の成立には、インド大統領の承認が必要です。

巻末注

1. 本改正案は、2021年8月6日に国会下院で、8月8日に上院で可決されました。
2. Vodafone International Holdings B.V. v. UOI (2012) 341 ITR 1.
3. 今後、方法と様式が定められます。
4. 今後、方法と様式が定められます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ニラドリ・ナグ

パートナー

太田 光範

アソシエートパートナー

niradri.nag@jp.ey.com

mitsunori.ota@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html>を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーソナリティとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20210826

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp